

融資制度のご案内

○制度の概要

この制度は、上富良野町が旭川信用金庫・空知商工信用組合の金融機関の窓口を通じて中小企業等の方々に融資するものです。町は融資のために原資を金融機関に預託し、これに金融機関の資金を加えて融資区分ごとに融資枠を設定します。金融機関はこの融資枠を目安に、申し込みによる審査を行い、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、町の融資条件により資金の貸し付けを行います。

○融資の内容

担保及び保証人は取扱金融機関の定めるところによります。
対象は、町商工会会員で町内に1年以上居住し、同一企業を1年以上営む方です。
変動金利は、令和6年9月10日現在の最新のデータとして日本銀行が公表している長期プライムレート1.70%にそれぞれの金利を加えたもので半年(4月・10月)ごとに金利が変わります。

| 資金名 | 資金用途 | 融資金額 | 融資期間 | 融資利率(年率) | | 利子補給 | 信用保証及び保証料の補給 |
|----------|--------------|-----------|---------------|----------|----------------------|------------|-----------------------------------|
| | | | | 固定金利 | 変動金利 | | |
| 短期特別資金 | 運転資金 | 1,000万円以内 | 1年以内 | 2.2% | — | なし | なし |
| 中小企業振興資金 | 運転資金 設備資金 | 1,000万円以内 | 1年超 5年以内 | — | 2.65% (長プラ+0.95%) | 1.2% 以内 | 【設備資金のみ】 1/2以内の助成 (10万円を上限) |
| | | | 5年超 10年以内 | — | 2.95% (長プラ+1.25%) | | |
| 商店街活性化資金 | 事業資金 | 2,000万円以内 | 10年超 15年以内 | — | 2.95% (長プラ+1.25%) | 1.8% 以内 | 1/2以内の助成 (10万円を上限) |

お問合せ先

- ・上富良野町商工会(0167-45-2191)
- ・役場企画商工観光課商工観光班(0167-45-6983)